

「入院時食事療養（Ⅰ）」に関する掲示

当院では、入院時食事療養（Ⅰ）および入院時生活療養（Ⅰ）の届出を行っております。

食事は医療の一環として管理栄養士の管理のもと、患者様の年齢、病状によって適切な栄養量及び内容の食事を適時、適温で提供しています。

（朝食：7：30、 昼食 12：00、 夕食 18：00）

入院時食事療養費の患者様の負担金額

一般（70歳未満）	70歳以上の高齢者	標準負担額（1食当たり）	
●限度額適用区分「ア～エ」	●現役並み所得者 ●一般所得者	550円	
●限度額適用区分「オ」 (低所得者：住民税非課税)	●低所得者Ⅱ	90日目まで	270円
		91日目以降	220円
該当なし	●低所得者Ⅰ (老齢福祉年金受給権者)	130円	

令和8年6月1日
相原病院